

# 記載例

## 入林届（無人航空機を飛行させる場合の入林届）

入林する国有林を管轄している森林管理署を記載願います  
(入林届の提出先一覧の国有林野所在市町村を参照ください)

中信森林管理署長 殿

入林の1週間前までに提出願います

令和2年2月11日

申請者

必要事項を記載願います。

住所 長野県長野市栗田715-5  
氏名 保全 太郎  
連絡先 050-3160-6520

下記により、国有林野内において無人航空機を飛行させるので入林届を提出します。

各項目は入林の可否を判断するのに必要な情報です  
可能な限り詳述願います

入林の期間は年度を跨がない範囲で指定願います

- 1 入林の場所 長野県北安曇郡小谷村大字北小谷（風吹大池周辺。別添図面のとおりに）
- 2 入林の期間 自 令和2年3月1日 至 令和2年3月9日 のうち1日
- 3 入林の目的 ドローンで風景を撮影し、個人的に楽しむため
- 4 無人航空機を飛行させる場所等
  - 無人航空機の飛行場所又は経路（別途図面を添付）：別添のとおりに
  - 無人航空機の飛行日時：令和2年3月1日から9日のうち1日 午前10時頃
  - 無人航空機の飛行目的：風景の撮影
  - 無人航空機の飛行高度：150m未満
- 5 入林者氏名（申請者以外）  
氏名、連絡先 保全 花子（050-3160-6521）  
※入林者が多数の場合は、別途入林者名簿を添付願います。

- 6 注意点の確認  
以下の注意点を確認した上で無人航空機を飛行させます。  
※ 内にチェック願います。

各条文を確認のうえ、チェック願います  
ないものは受理できません

- 無人航空機の飛行にあたっては、航空法等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続をとること。
- 事故防止に万全を期すこと。特に国有林野職員から指示があった場合、これに従うこと。
- 第三者のいない上空で飛行させること。また、第三者の立入等が生じた場合には速やかに飛行を中止すること。
- 国有林野の貸付地上空について、貸付地の管理者が無人航空機の飛行ルールを定めている場合、当該ルールを遵守して飛行すること。
- 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、人や物件等に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。特に一般の入林者や他の国有林野事業の受託者等への危害又は迷惑となる行為を行わないこと。
- 希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は避ける等、生育・生息に悪影響を及ぼさないように飛行させること。特に営巣箇所が見られた場合は、当該箇所及びその周辺で飛行させないこと。
- 無人航空機による事故が生じた場合又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署等に連絡すること。
- 無人航空機の回収は入林者の責任で行うこと。
- 別紙の入林に際しての遵守事項を守ること。

(別添図面)

※Web 地図等を印刷して、飛行範囲が判るように記載願います

